



総務省近畿電子政府推進員協議会

行政書士と オンライン利用促進



2007.10.24

兵庫県行政書士会
IT推進室 三村 良三
総務省近畿電子政府推進員協議会幹事



行政書士会の概要

設立年月日

- 昭和28年02月22日 (任意会)
- 昭和35年12月11日 (強制会)
- 昭和46年12月10日 (法人格付与)

全国の行政書士会 47会 (全都道府県各1会)

行政書士データ (平成19. 10. 1現在)

- 行政書士 39,435名 (内訳) 男 35,240名 女 4,195名
- 行政書士法人 125法人
- 近畿2府4県の行政書士会員数 (平成19.10.1現在)

単位会	福井	滋賀	大阪	京都	奈良	和歌山	兵庫	合計
個人会員数	339	406	2,259	759	342	369	1,627	6,101
法人会員数		1	7	5			5	18

■ 行政書士用電子証明の発行状況 H19.4.1現在 3,021件



行政書士関係業務で 主な電子申請等が可能なもの

- 法務省オンライン申請 (H19.4.1運用開始)
 - …電子定款認証囑託代理、登記事項証明書交付申請ほか
- 無線局の免許等申請等 (総務省)
- 特殊車両通行許可申請 (国土交通省)
- OSS自動車の新規登録、新規検査 (国土交通省)
- 運送事業許可申請 (国土交通省)
- 建設コンサルタント登録各種申請 (国土交通省)
- 測量業登録の各種申請 (国土交通省)
- 地質調査業登録の各種申請 (国土交通省)
- 宅地建物取引業免許申請 (国土交通省・都道府県 H19.9.1運用開始)
- 入札参加資格審査申請 (国、兵庫県などの自治体)
- 医療法人の各種申請 (東京都などの自治体)
- 風俗営業変更届出 (岩手県などの自治体)
- 産業廃棄物収集運搬業許可申請 (岩手県などの自治体)
- 住民票の写し交付申請 (行政書士の職務上請求・福井市など)
- その他 (別紙参照)



電子申請・届出における代理申請の推進

◆兵庫県電子申請共同運営システム

行政書士用電子証明書による代理申請の動作確認・・・OK

◆市町で許認可が完結し、電子代理申請に移行しやすい行政書士業務の抽出と提案

＜提案している業務の例＞

※H18業務別件数表参照

- ・農地法第3条申請
- ・農地法第4、5条転用届出
- ・非農地証明願
- ・道路占用許可申請
- ・道路工事施工承認申請
- ・官民境界協定申請
- ・法定外公共物用途廃止申請、売り払い申請
- ・入札参加資格審査申請書、変更届
- ・特定施設（騒音・振動）届出
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請（政令市内で積み込み・処分）
- ・産業廃棄物処理業変更廃止届出書
- ・屋外広告物等申請書

◆電子代理申請の障害

- ・紙申請と電子申請の併存による事務量の増加
- ・電子申請による審査方法の習得に対する抵抗
- ・委任状の本人確認方法の煩雑さ（紙申請の場合認印でも可、電子申請の場合は電子証明書など）
- ・行政指導
- ・申請件数の多寡



電子政府・自治体推進への提言

1. 電子申請環境・方式の統一（標準化）

2. 手続の流れの見直し

- ・手続の全過程を電子化しないことも考慮する
- ・電子申請特有の手続の流れを検討する
- ・添付書面の扱いを検討する

3. 申請者(住民)の視線に配慮した手続の検討

- ・システム構築時から申請者(住民)や代理人が参画
- ・各種実証実験において利用のし易さを検証し反映



電子申請稼働率向上に向けて

行政書士等資格者（**反復継続して手続をする者**）の活用

行政書士等資格者による電子申請利用向上のためには、
適正な電子的代理申請システムの整備
より簡便な委任方式（当面「紙」委任状併用が、最も負担が少ない）

行政書士が関与することにより、電子申請の利用度が上がっている実例

- ・国土交通省（旧建設省）入札参加資格審査インターネット申請
- ・国土交通省特殊車両通行許可インターネット申請
- ・電子公証制度による電磁的私署証書認証・・・H17.6.13から行政書士用電子証明書を追加



行政書士会と電子自治体

【コラム：行政書士会等との協働（三重県、佐賀県）】

民間における行政手続の専門家である行政書士と協力することでオンライン利用促進を図ろうとする取り組みが見られます。

行政書士自身にオンライン申請を利用してもらうことと、行政書士の口からオンライン申請を利用することを事業主や住民に広報してもらうことを期待してのことです。

例えば、三重県では、県行政書士会の“電子申請専門委員会”との意見交換会を開催するとともに、利用されるシステムを目指して代理申請の模擬サイトを構築し、実際に体験していただく中で助言をいただいています。また、行政書士会の研修会に参加し、所属会員に対して電子申請のデモを行うなど、PRを図っています。

また、佐賀県でも委員会形式では無いものの、行政書士と電子申請の利用促進について意見交換を繰り返しています。特に申請・届出の中でも行政書士の取り扱うものは複雑なものが多い中で、どのような手続であれば電子申請に馴染むのか、手続の見直しはどのようにすれば良いのか、ということについても重要な示唆をもらっているということです。

佐賀県では、他にも事業者向けの“出前説明会”を年間10 回程度実施しており、手続担当課と一緒にその申請・手続の件数が多い事業者を訪問して電子申請利用の広報も実施しています。このように、外部組織とも積極的に連携を行う体制を構築し、より効果的に広報を実施していくことが重要です。

総務省「電子自治体オンライン利用促進マニュアル」115頁より

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060728_2_bt4_zen.pdf

国・自治体

行政書士等

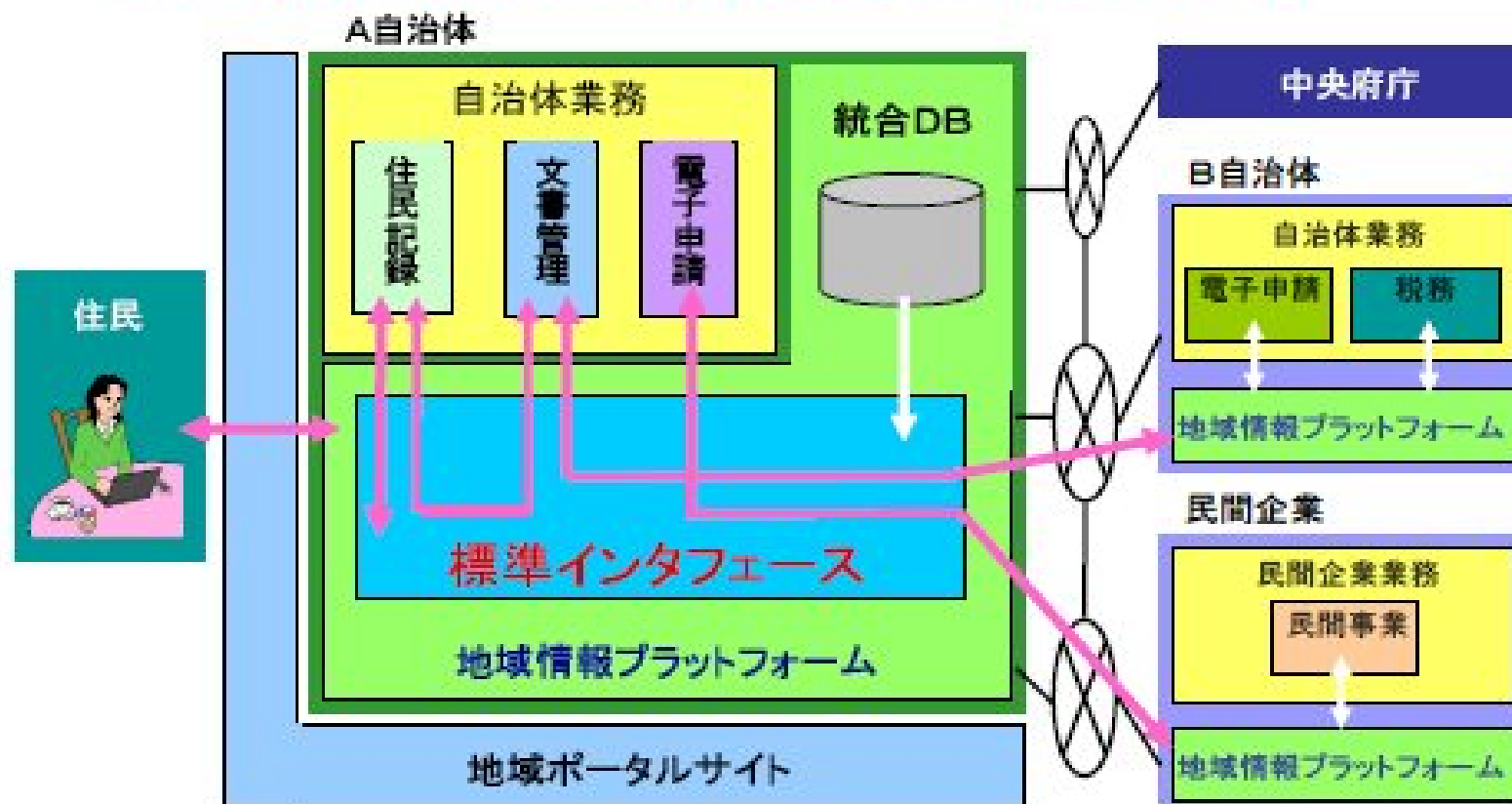
電子行政の普及
オンライン申請利用促進



地域情報プラットフォームの活用へ

地域情報プラットフォームのイメージ

地域情報プラットフォームを標準化することで、他の自治体や民間企業と連携した高付加価値のサービスを提供することが可能になります。





代理電子申請・届出の流れ

電子手続が障碍となる部分

電子手続が効果的な部分



申請者
(法人・個人)

委任関係



代理人

代理申請・届出



官公署

(※ 委任状原型受領)

1. 委任状作成
(電子) 署名 (押印)
2. 委任状を代理人に交付

は、オフライン方式
による手順を残す
べき部分

注：
「紙」の委任状作成時には、
委任状は受任者 (代理人) が
作成し、
委任者の署名押印のみを求
める例が多い。

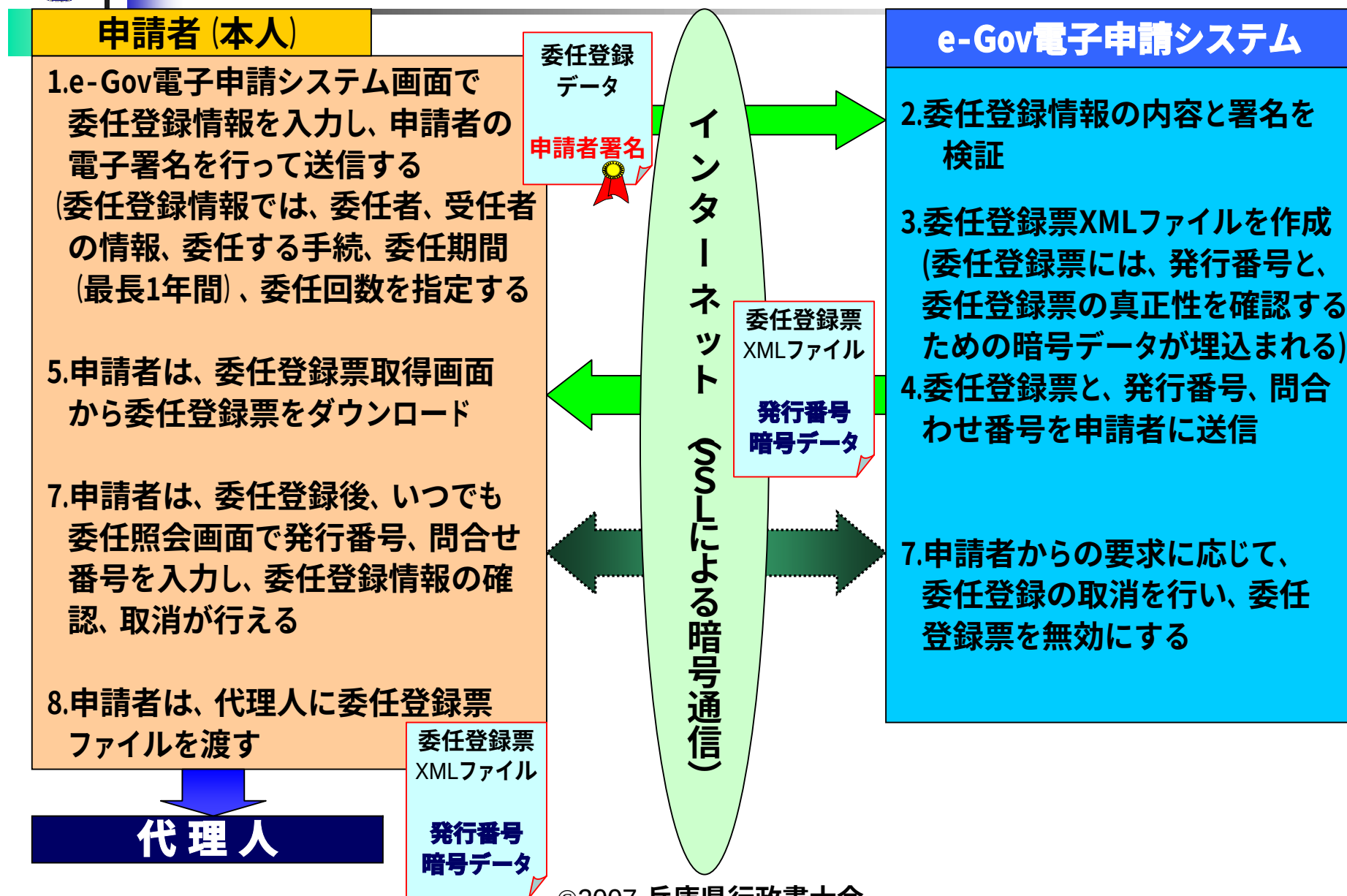
3. 委任状受領
4. 申請書作成
5. 申請書に代理人電子署名
6. 添付書類作成
7. 申請データに代理人電子署名
8. 行政庁へ申請データ送信

15. 行政庁からの処分結果通知
受領
16. 行政庁の官職電子署名検証
処分結果確認
17. 本人に処分結果を連絡

9. 行政庁に、申請データ到達
10. 申請データおよび申請書の
代理人電子署名検証
11. 電子委任状の本人電子署名
検証 (委任状別送の場合13へ)
12. 電子委任状の内容確認
13. 添付書類確認、申請要件審査、
補正指示等
14. 申請に対する処分結果を
代理人または本人に通知

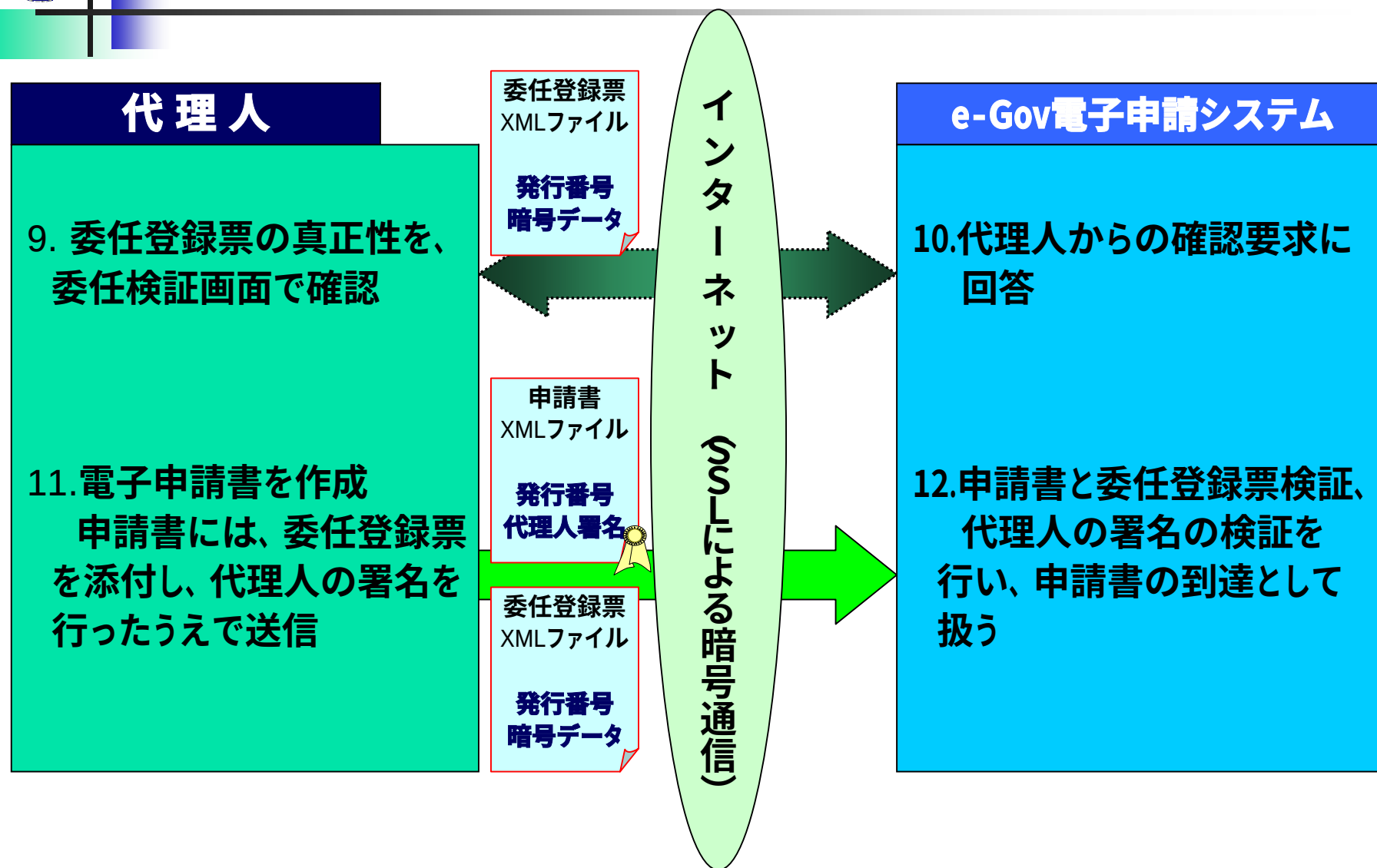


e-Gov 電子申請システムにおける委任状登録について(1)



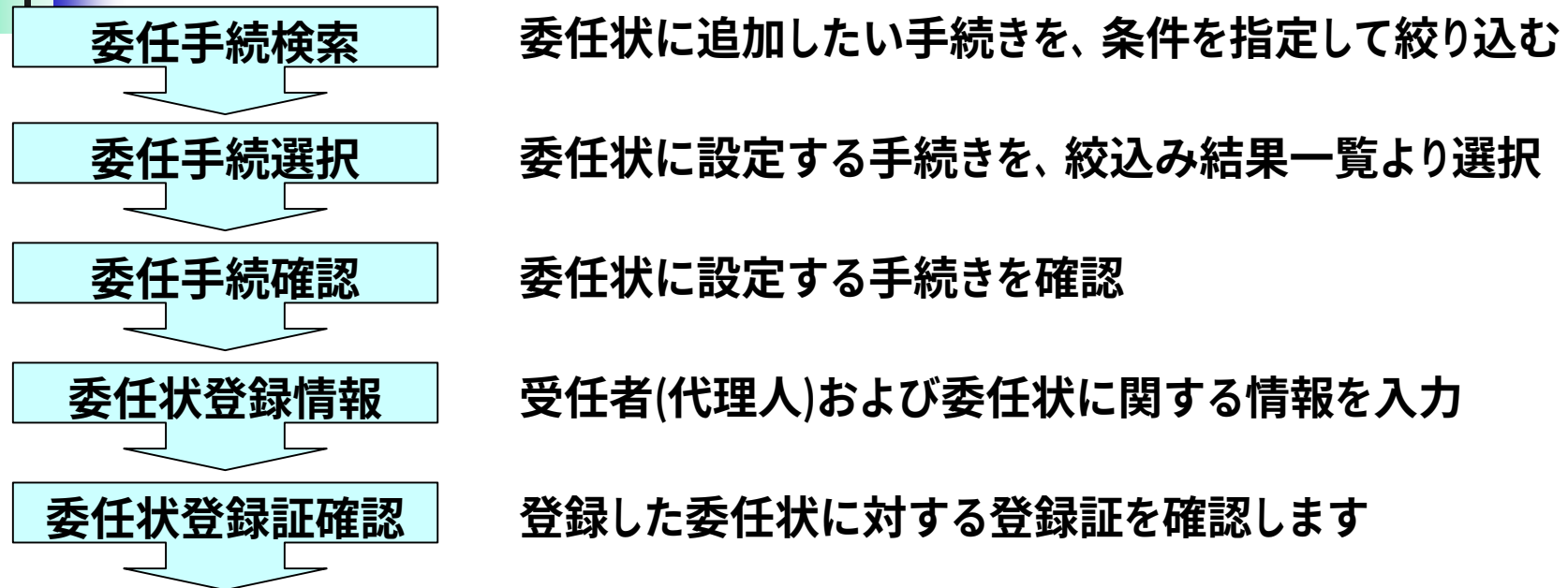


e-Gov 電子申請システムにおける委任状登録について(2)





電子委任状登録操作概要 (この操作が難しい！)



委任状登録証について

- ・ 受任者が代理人申請をし、登録済みの委任状を利用する際に添付する
- ・ 委任者は委任状登録時に取得し、代理人に渡す
- ・ 委任状登録証は、固有形式の電子ファイル(XMLファイル)で、フロッピーディスクやメール等で受任者へ渡すことが可能



電子公証制度

本制度は、公証人法その他の関係法令等に基づき運用されます。

1 利用できる制度

- ・ 電磁的記録の認証（定款を含む私署証書の認証）の囑託
- ・ 日付情報の付与（確定日付の付与）の請求
- ・ 情報の同一性に関する証明の請求
- ・ 同一の情報の提供の請求
- ・ 執務の中止の請求

2 指定公証人一覧

法務大臣から指定された電子公証事務を取り扱う公証人です。

法務省民事局のホームページの「指定公証人一覧」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/denshikoshosho2.html>

3 電子署名の方式等

- (1) 商業登記に基づく電子証明書（電子認証制度を運営する電子認証登記所）
- (2) AccreditedSignパブリックサービス2（日本認証サービス株式会社）
- (3) **ビジネス認証サービスタイプ1ーG（日本商工会議所）**
- (4) 公的個人認証サービス（地方公共団体）
- (5) 日本司法書士会連合会認証サービス（日本司法書士会連合会）

<参照> 法務省：<http://www.moj.go.jp/MINJI/DENSHIKOSHO/index.html>



電子公証制度における電子定款の作成代理

定款の代理作成権限に関する日本公証人連合会の見解

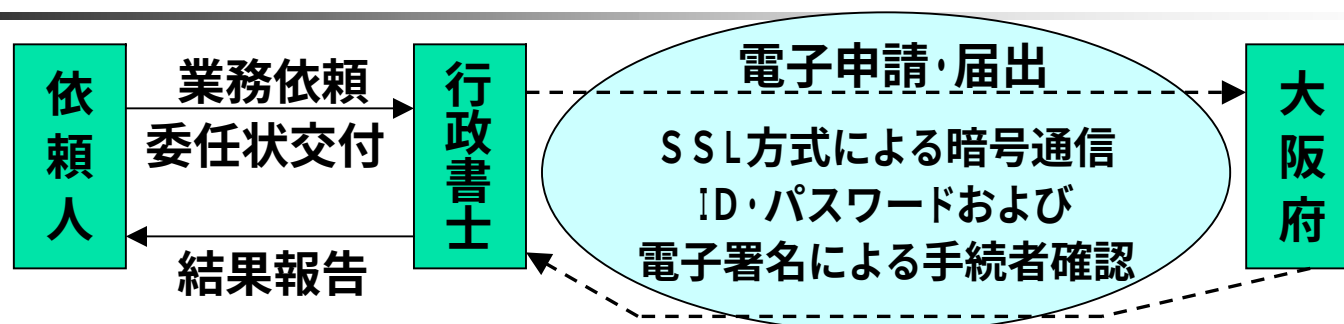
代理の方法による定款認証の形態として、**嘱託代理**のほか、**定款の作成代理**の形態もある。平成13年法律第77号による改正後の行政書士法第1条の3第2号（平成14年7月1日施行）に「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」と規定されたので、行政書士は、その資格において、発起人又は社員から委任を受けて**定款を代理作成**できることになったものと考えられる。（平成15年7月15日）

<電子定款の認証>

- ・紙ベースでは必要となる4万円の収入印紙代が不要
- ・行政書士用電子証明書が使用可能
- ・電子定款認証件数：月平均2,000件以上（H18以降の推定）



代理電子申請の例—大阪府



電子申請システムについて～大阪府FAQから～

Q5 代理人が申請することはできますか。

A. 代理人が当該代理人の電子署名を付して電子申請することになります。
委任状は従来どおり書面で作成していただき、郵送または手続の窓口へ提出していただくことになります。また、手続の名称欄に(代理申請)と記載のある手続きについては、委任状についても電子申請が可能です。

http://www.pref.osaka.jp/f_menu/faq.html

なお、現在運用中のNPO法人に関する届出等では、

<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/shinsei/dairi/npo.html>

アクロバット用の電子署名プラグインを使用したPDFファイルによる電子委任状も採用されています。

<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/shinsei/dairi/DPSignernyusyu.html>



より使いやすい電子申請システム 環境設定について

- (1) 普通にインターネットを利用する環境さえあれば、JAVA の環境設定や、クライアントモジュールの導入をすることなく、電子申請を完了できる受付システムが望ましい。**
- (2) 厳格な本人確認を要する申請についての電子証明書使用も、手続の流れを整理し、極力使用場面を減らすことが望ましい。**
- (3) 環境設定や手続の流れの説明についても、慎重な人向けにはPDFファイル等、簡易に印刷できる形態での説明書配布を要しますが、一般的には、このような説明書を必要とせず、説明サイトの流れに沿って設定作業を進めていけば、環境設定が完了する工夫が望ましい。**

特に、現在のシステムのように、使用するブラウザとバージョンを制限している状況では容易に設定の流れを構築できると思います。



より使いやすい電子申請システム

申請データ入力中の画面遷移について

- (1) 入力フィールドと説明表示フレームとのバランスが悪く、利用者の画面サイズによっては、入力フィールドのスクロール量が増え扱いにくいです。
入力フィールド横幅も狭めないと、画面の横スクロールが生じています。
(画面サイズおよび表示文字サイズによって縦スクロールバーが一画面内に2本でき、さらに横スクロールバーも必要となり、使い難い。)
- (2) 入力事項の確認について、画面遷移時に入力事項のチェックが入るが、この時点でチェックOKでも、署名送信時のチェックでエラーがでることがある。
画面遷移時の確認で全てのエラーを排するようにすべきです。
- (3) 住所入力時の負担軽減をして下さい。
郵便番号7桁を入力した際には、住所欄に7桁郵便番号に応答する住所を自動表示(複数ある場合プルダウン表示)する程度の親切さは必要。
これにより、郵便番号と住所の不一致によるエラーも低減できます。
さらに、郵便番号と住所を突合する際、市町村合併に伴う変更が反映される時差で、混乱が生じるのを防ぐこともできるのではないのでしょうか。



より使いやすい電子申請システム

問い合わせ番号について

申請受付時に交付される「問い合わせ番号」について

数字の「0」、アルファベットの「O (オー)」「o (オー)」

数字の「1」、アルファベットの「l (エル)」「i (アイ)」

が画面上識別しにくく、「照会」時に混乱します。

使用しないか、明確に表示する方法

- ・英字か数字に統一する

- ・フリガナを打つ など

をご検討いただきたいと思います。



より使いやすい電子申請システム

状況照会画面について

- (1) 受付通知などをダウンロードする際、「取得」という言葉がわかりにくい。
 - (2) 「DTD」「XSL」も素人にはわからない。
また、ダウンロードしたファイルの扱い（使用方法・ツールの配布）についても、画面上に説明をポップアップするなどの説明が欲しいです。
 - (3) 「手数料が未払いの状態です」の表示は、上からものを言っている感じがする。「手数料は印鑑証明書受領時に支払ってください」くらいの表示にして欲しい。
- ※ 申請者に「やさしい」電子申請方式について利用者アンケートを実施するなど、見直しが必要です。
 - ※ 電子申請の普及を図るために、電子申請を利用することによるメリットを具体的に示す必要があります。

行政書士

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出等の相談から書類作成までサポートします。



女優／高田友香

あなたの街の法律家 **行政書士**

総務省・日本行政書士会連合会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

ご 清 聴
ありがとうございます
お疲れ様でした。

End